

八幡市やわた市民活動情報サイト登録要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動への参加の機会を広げるため、やわた市民活動情報サイト（以下「サイト」という。）に市民活動を行う団体の情報（以下「団体情報」という。）及び当該団体が主催するイベントの情報（以下「イベント情報」という。）を登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象)

第2条 団体情報を登録することができる団体は、不特定かつ多数の者の利益の増進のため自発的に活動を行う団体で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主たる活動の場所が市内であること。
- (2) 構成員が5人以上でその半数以上が市内に住所を有していること。
- (3) 活動の内容が次に掲げるものでないこと。

ア 嘗利を目的とするもの（他の個人又は団体の嘗利を目的とするものを含む。）

イ 政治活動、宗教活動及び選挙活動を目的とするもの

ウ 法令その他公序良俗に反する活動を行うもの

2 登録の対象となるイベント情報は、前項の規定により団体情報の登録を受けた団体が主催するものとする。

(登録の申請)

第3条 団体情報の登録を希望する団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めた団体については、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 団体の概要がわかる書類
- (2) 構成員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 イベント情報の登録を希望する団体は、申請書にイベントの概要がわかる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(団体情報の登録の決定)

第4条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、登録の可否を結果通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、登録の可否を結果通知書により申請者に通知するものとする。

(登録情報の変更)

第5条 この要綱の規定により登録を受けた団体は、団体情報又はイベント情報を変更しようとする場合は、変更申請書を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 団体情報又はイベント情報の登録の取消しを希望する団体は、取消申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、登録を受けた団体情報又はイベント情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、サイトに掲載した団体情報又はイベント情報を削除することができる。

- (1) この要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) 登録を受けたイベントが終了したとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年11月25日告示第113号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。